

第 29 回ディベート甲子園中学の部 論題解説

「日本は国政選挙においてインターネット投票を導入すべきである。是か非か」

*ここでいうインターネット投票とは、希望する有権者が任意の場所からインターネット接続端末を使用して投票できるようにする制度をいう。

*従来の投票方法も継続するものとする。

論題検討委員 榎原陽介

(論題解説の位置づけについて)

論題解説は、ディベート甲子園に参加される中学生高校生が、論題発表後速やかに、資料の調査、議論の構築などディベートの準備にとりかかれるように、論題の解釈や想定されるいくつかの議論について解説したものです。論題解説が、論題の解釈や議論の範囲を制限するものではありません。全国の参加者が半年間、様々なアイデアを出し工夫を凝らして議論を構築することが奨励されます。

1 はじめに

第 1 回ディベート甲子園が開催された 1996 年と比較して、社会の在り様は大きく変容してきました。その背景にある最たるものの一つがインターネットの発達です。インターネットは市民に利便性を提供するだけに留まらず、政治や選挙といった、国家の姿をも規定する重大な部分に影響を及ぼすまでに至っており、大きな恩恵と深刻な弊害を併せもっています。今回の論題は、まさにインターネットが持つ数々の可能性のうちのひとつについて論じて頂くこととなります。

2 日本の投票制度

度々報道されているのでご存じの方も多いでしょうが、近年の日本の選挙における投票率は高いとは言えません。国政選挙について見てみると、近年の投票率は全体では概ね 50 パーセント少々となっており、ここ数十年ですこしずつ低下してきています¹。これは諸外国と比較しても低い数値であり²、望ましくない状況とされています。

では、今の日本で投票をしようと思ったら、どのような手順を踏めばよいのでしょうか？現行の選挙制度は、投票日に有権者が割り当てられた投票所において投票をする「投票当日投票所投票主義」を原則としていますが、近年は人口減少等を背景に投票所の数の減少や投票受付時間の短縮が起こっており³、昔と比べると投票所での投票が行いにくくなっている面があります。投票当日投票

所投票主義には期日前投票、不在者投票、在外投票といった例外も設けられてはいますが、これらを利用するには下図⁵の通り所定の場所への訪問や手続きが求められ、必ずしも気楽に利用できるわけではありません。そして、いずれの制度においてもインターネットを用いた投票はできません。こういった煩雑さが、以下に該当する人たちの投票離れを招いてしまっているのではないかとされています。

・投票に行く意欲や時間がない

「選挙に関心がない訳ではないが、わざわざ休日に外出してまで投票に行くほどの意欲はない」という人は少なからずいるでしょう。あるいは「選挙に関心はあるが、投票日に別の用事や仕事が入っていて都合がつかない」というケースもあります。期日前投票制度を活用すれば投票できる場合もありますが、制度を良く知らない場合や、手続きを面倒に感じた場合はこれを利用しないこともあるでしょう。

・投票所に行くのが難しい

有権者には投票所が割り当てられ、そこで投票することになりますが、地理的・身体的事情により投票所まで辿り着くことが難しい場合があります。例えば、投票所が自宅から遠すぎる⁶、足を悪くして投票所まで赴くのが難しい⁷といったことが考えられます。世代別の投票率を見たときに、

¹ 総務省「国政選挙の年代別投票率の推移について」
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/so_nota/nendaibetu/

² めざまし 8「『投票率』日本は世界 139 位 高い投票率の国には意外な理由が… “シルバー民主主義”では『活力低下』に」(2021)

<https://www.fnn.jp/articles/-/258812>

³ NHK「消えた投票所 自治体の苦悩 全国 減少ランキング」(2022)

<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/86100.html>

⁴ 松林哲也「投票環境と投票率」(2016)

<https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaes/32/1/>

[32_47/_pdf](#)

⁵ 総務省「投票制度」より作成

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo05.html

⁶ 毎日新聞「車なしで自宅から 11 キロ先…加速する『投票所の削減』有権者の権利守れるか」(2020 年 10 月 12 日)

<https://mainichi.jp/articles/20201012/k00/00m/040/063000c>

⁷ 中国新聞「『足悪く』近くて遠い投票所 『行きたくても行けない』【みんなの政治】第 1 部『漂う島の 1 票』< 4 >」(2021 年 11 月 30 日)

<https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/97285>

70代後半～80代付近から減少している⁸ことを考えても、高齢で外出に伴う困難が増大したことで投票を断念する人が少なくないことが推察されます。

・制度が煩雑で利用できない

投票所以外で投票する方法を利用する場合、通常の投票とは異なる手順を踏む必要がありますが、この時「面倒そうだから投票しなくていいや」「投票したいけどやり方がよく分からない」と考える人が出てきても不思議ではありません。例えば、在外邦人の投票率は国内の有権者に比べて低くなっています⁹が、その理由の一端として、国外からの投票の手順の煩雑さが挙げられます。

3 インターネット投票の今日的状況

33こういった、投票をする上でのハードルとなっている要素への処方箋として期待されるのがイ

ンターネット投票ですが、日本全体としてはまだまだ導入の気運は高くないと言わざるを得ません。全く動きがない訳ではなく、総務省が2020年に5市区町で実証実験を行っている¹⁰他、地方では茨城県つくば市がインターネット投票導入を目指す動きを見せてはいる¹¹ののですが、国政選挙においてインターネット投票を実施する具体的な目途は立っていない状況です。

他方、諸外国においてはインターネット投票を前向きに活用している事例が見受けられます。国ごとに見ていきましょう。

【エストニア】

最も積極的なのがエストニアで、2007年からは国会議員選挙においても全有権者を対象にインターネット投票を実施しており¹²、近年の選挙では4割超の有権者がインターネット投票を利用して

制度	対象	投票場所・方法	手続き
期日前投票制度	選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる者	期日前投票所	期日前投票宣誓書を期日前投票所で提出
不在者投票制度	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票	投票する市区町村の選挙管理委員会	名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を請求
	指定病院等における不在者投票	指定病院等	名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を請求
	郵便等による不在者投票	(郵便等)	名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付
在外選挙制度	日本国籍を持ち、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている者	在外公館投票、郵便等投票、日本国内における投票	以下いずれかの方法で在外選挙人名簿への登録申請を行う ・市区町村の窓口で申請 ・出国後に居住している地域を管轄する日本大使館・総領事館に申請

⁸ 総務省 「第48回衆議院議員総選挙における年齢別投票状況」 (2017)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000528774.pdf

⁹ 日本経済新聞 「在外邦人、投票率2割どまり オンライン対応の整備途上」 (2022年7月12日)

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA11AYMOR10C22A7000000/>

¹⁰ 総務省 「在外選挙インターネット投票システムの技
特定非営利活動法人

術的検証及び運用等に係る調査研究事業の報告書概要

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/zaigai_senkyo/index.html

¹¹ NHK 「インターネット投票の最前線 実現できるか 山積する課題」 (2023)

<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/99847.html>

¹² 自治体国際化協会 「北米におけるインターネット
全国教室ディベート連盟

ます¹³。エストニアのインターネット投票は「期間中は24時間、どこからでもインターネットを介して投票可能」といった特長を備えており、在外エストニア人や、様々な事情で投票所に行くことが難しい有権者にとっても利便性の高い仕組みとなっています（投票のレクチャー動画あり¹⁴）。

【アメリカ】

アメリカでは、一部の州において、海外在住者や障がいを持つ者等に限定して（州によって異なる）インターネット投票が導入されています。また、議会議員選挙ではありませんが、ワシントン州にて、地方機関の代表を決める公式の選挙にてインターネット投票が実施された例もあります¹⁵。

他方、一度は導入したものの、後に中止した州もあります。過去には連邦政府レベルでも試験的にインターネット投票を実施していたこともありました。こちらも現在は運用が中止されています¹⁶。運用中止に至ったのは、セキュリティ上のリスクへの懸念が拭えないことが要因となっているようです。こういったリスクを受けてか、インターネット投票を導入している州においても、投票に際して秘密投票（後述）の放棄を有権者に同意させているところが殆どとのこと。「貴方の投票内容は他の人に知られてしまう危険があるけど、それでも良い場合のみインターネット投票を使ってね」ということです。

【カナダ】

カナダでは、連邦政府の選挙へのインターネット投票導入を模索する動きがありましたが、現時点では導入には至っていません。こちらも、やはりセキュリティ上のリスクの存在が念頭にあるようです。

しかし州政府・地方政府レベルにおいては、一定程度インターネット投票が活用されています。特に地方政府レベルにおいてはインターネット投票¹⁷が200以上の政府で様々な投票に活用され、有権者の投票率や満足度にポジティブな結果をもたらしたという報告もあります。地方政府が紙によ

る投票を縮小する、オンライン投票を推奨するという動きも起こっているようです¹⁸。

【フランス】

フランスでは、海外に居住する有権者に対して、2つの選挙（下院議員選挙、領事評議員選挙）についてのみ利用が認められています¹⁹。在外有権者による投票のうち、半分前後がインターネット投票によるものとなっています。ただ、2017年の下院議員選挙においては、ハッキングの危険性を理由に、インターネット投票を中断することになり、2022年²⁰まで再開されなかったという経緯があります。

その他にもいくつかの国でインターネット投票は活用・検討されてきました。まだまだ主要な潮流であるとは言えませんが、決して現実離れた話でもないことがわかります。

4 論題の範囲

今回の論題の対象となる範囲を捉えるにあたって重要な点が3つあります。

1つ目は「インターネット投票」という言葉が指す範囲です。これは付帯文の1つ目に記載している通り「希望する有権者が任意の場所からインターネット接続端末を使用して投票できるようにする」ことを指します。自宅や出先で、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いて投票する形をイメージして頂ければと思います。注意すべきは、様々な文献で登場する「インターネット投票」という単語が、画一的に上記のような概念を指しているわけではない点です。論題についてリサーチを進めていくと「ネット投票」「ネット選挙」「電子投票」といった、「インターネット投票」と似たような言葉が散見されるかと思いますが、これらは上記の概念とは全く異なる意味で使われることも多いのです。例えば、資料によっては「インターネットを用いた選挙活動（投票ではない!）」のことを「ネット選挙」、「投票所まで赴いて、その場に設置されている電子端末を操作して投票する」ことを「電子投票」と呼んでいる場合がありますが、これらは今回の論題の付帯

投票について」（2023）

<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/539.pdf>

¹³ 柏村祐「エストニア電子投票の衝撃～国民目線の便利な投票システムの可能性～」（2022）

<https://www.dlri.co.jp/report/ld/194773.html>

¹⁴ エストニア改革党（動画）

<https://www.youtube.com/watch?v=yZ4s951Fkk4>

¹⁵ NHK「テクノロジーは危険？スマホ投票に暗雲」（2020）

https://www3.nhk.or.jp/news/special/international_news_navi/us-election/presidential-election/2020/report/society/society_19.html

¹⁶自治体国際化協会（2023）

<https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/539.pdf>

¹⁷ただしここでいう「インターネット投票」には、特定の投票所等に赴き、そこで端末を操作して投票するようなものも含まれているので注意

¹⁸ 水野秀幸「世界のインターネット投票（前編）～オンライン選挙を進める国々の動向」（2020）

<https://www.icr.co.jp/newsletter/wtr381-20201228-mizuno.html>

¹⁹ 三輪和宏「【フランス】電子投票とインターネット投票に関する上院の調査報告書」（2019）

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11382319_po_02810201.pdf?contentNo=1

²⁰情報通信総合研究所「令和4年度 在外選挙インターネット投票システムの技術的検証及び運用等に係る調査研究事業 最終報告書（概要版）」（2022）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000904096.pdf

文で定義している「インターネット投票」とは異なる概念です。資料によってはさらに別の使い方をしていることもあり、気を付けなければなりません。それぞれの言葉が資料内でどういう意味で使用されているのか、しっかりと確認しながらリサーチしてください。

2つ目は、論題の対象が「国政選挙」に限定されている点です。すなわち、インターネット投票が導入されるのは衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、ならびにそれらの再選挙、補欠選挙に限定されます²¹。地方議会議員や地方自治体の首長の選挙については論題の対象外であり、これらについて論じてメリット・デメリットとして評価されません。

3つ目は「従来の投票方法も継続するものとする。」という一文です。この一文により、現在行われている投票所に赴いての投票についても、インターネット投票と並行して引き続き可能となります。肯定側はそのようなプランでなければならず、否定側は「インターネットが使えない人は投票できなくなる」といった主張はできないことに留意してください。

なお、特に肯定側の立場では、本人認証や投票の方法をどのような方法で実現するかも想定しておきましょう。例えば、有権者の本人認証はどのように行うのか（マイナンバーカードを利用する、選挙ごとに有権者固有のIDを発行する、等）、あるいは、投票方法はどのような仕組みを採用するのか（専用アプリを使用する、専用のポータルWebサイトを用意する、等）、といった点については意識しておくべきでしょう。先述した海外の国々の事例も参考になりますのでぜひリサーチしてみてください。必要に応じて、肯定側立論のプラン説明の箇所でも触れてみるのも良いでしょう。いずれにしても、自分たちがどういう仕組みを想定しているかによって出すべき議論も変わってきますし、相手から制度設計について質疑されることもあるでしょうから、どういう形でのインターネット投票を考えているか、チーム内で事前に認識を合わせておくべきでしょう。

5 考えられるメリットの例

インターネットによる投票が可能になることで、現在は投票に参加していない有権者が新たに投票する/できるようになることが考えられます。その対象については「2 日本の投票制度」の箇所でも言及しましたが、これ以外にも存在するかもしれません。こういった人たちが、インターネット投票の利便性・簡便性の恩恵に与って、投票するようになることが考えられます。これをもう少し細かく分解すると、例えば以下のようなメリットが主張できると思われます。

・投票率が上がる

投票する/できるようになる人が増えれば、投票率が上昇します。前述した通り、現在の日本の投票率は高いとは言い難い状況であり、この状況を打開できるかもしれません。ただし、単に「投票率が上がる」というだけでは不十分で、どうして投票率は高くあるべきか、その意義についても試合で説明してほしいところです。国政選挙で投票するという行為が持つ重み、そしてその機会を保障することの重みを考えてみてください。

・投票を断念していた人が投票できるようになる

「投票所に行くのが難しい」「制度が煩雑で利用できない」人たちであっても、インターネット投票を利用すれば投票できるようになるかもしれません。これは、投票の機会を有権者に保障するという意味で、重要度の高い論点になり得ます。ただこの論点についても、単に「国は投票の機会を保障すべきだ」というだけでは物足りません。そのことがどうして大切なのか、保障されない何が問題なのか、併せて論じて頂ければと思います。

・政治が変わる

これまで投票してこなかった人たちが投票するようになることは、投票する人たちだけでなく、選挙で立候補する政治家にとっても無視できない事象です。政治家は選挙に立候補するにあたって、一定程度有権者の嗜好を意識して行動していると考えられますが、投票する層の内訳が変容することで、政治家や政党の側もそれを意識した振る舞いをするようになるかもしれません。その結果、打ち出す公約や、政策立案の内容が変わっていく可能性があります。もっとも、それが望ましいことなのか、望ましいとしてどの程度重要なことなのか、といった点については別途論証が必要です。

なお、メリットとして上記のような話を論じる際には、投票する人は本当に増えるのかどうか？という点についても是非考えて頂ければと思います。インターネット投票の導入が投票の増加に繋がるかどうかは、肯定側・否定側とも主張の材料が多く、実証的なエビデンスもある程度存在しますので、大きな論点になると予想されます。ここで証明できないとメリットの成立がかなり危うくなりますので、否定側第一反駁等で反論されたら、後続パートで再反論する等して強固にメリットを守らなければなりません。そして、そのためには事前の準備が欠かせません。立論だけではなく、後続の反駁パートでどういうスピーチをしていくか、リサーチ段階から意識して準備することが問われます。

²¹ 総務省「選挙の種類」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo

[o/naruhodo03.html#chapter3](https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo03.html#chapter3)

6 考えられるデメリットの例

ここまでの話にも度々出てきたように、インターネット投票は、システム障害を起こすリスクと切っても切れない関係にあります。システム障害というあまり耳馴染みのない方もいるかもしれませんが、皆さんの日常とも無関係ではありません。銀行からお金の引き出しができない、スマホでの通話ができない…といったニュースを皆さんも見聞きしたことがあるのではないのでしょうか。ああいった不具合も、広い意味でシステム障害の一種です。そして、銀行や電話といった、社会的に高い信頼性が要求されるようなシステムであっても、実際に障害が起きることがあるわけです。

選挙においても、インターネット投票ではありませんが、過去、国内の地方選挙で関連システムが障害を起こしてシステム経由の投票が事後的に無効とされたこともあります²²。加えて、インターネット投票システムが外部からのサイバー攻撃の標的となりうる懸念も見逃せません。特に近年、海外では政党²³や選挙関連インフラ²⁴がサイバー攻撃の標的にされたと疑われる事案も発生しています。

こういったことが発生してしまうと、選挙結果の正確性が担保できなくなってしまうかもしれません。「本当は A さんが当選していた筈の選挙で、システムの処理に誤りがあったせいで B さんが当選してしまった」といったことになってしまうわけです。

一方で、単に障害が発生する「かもしれない」と言われるだけでは、審判としては重要度の高い議論として捉えることはできません。現状の選挙制度の下でも集計ミス等さまざまなトラブルは少なからず発生しており²⁵「何か間違いが起きるかもしれない」というだけでは現状との差異が不明瞭です。障害が発生する可能性の高さ、発生した時の取り返しのつかなさといった観点から、インターネット投票固有の弊害について論証が欲しいところです。

また、別のデメリットとして、インターネット投票においては秘密投票が侵害されかねない懸念もあります。秘密投票とは、言い換えると、自分がどの候補者に一票を投じたかを他人に知られず、本人の自由意志に基づいて投票先を決定する、ということができなくなるということです。例えば、強い立場にいるが多くの人を会議室に集めて「今

ここでスマホを使って誰々に投票しろ」と圧力をかけたりするかもしれません²⁶。そこまでいかにくとも、自身と異なる政治信条を持った家族や友人から特定の候補者への投票を勧められた時に、人間関係への配慮からこれを断ることができず、不本意な投票をしてしまうことが考えられます。

ただ、秘密投票が保障されることがなぜ大事なのかについては、試合の中で時間を割いて理由をしっかりと主張する必要があります。また、現状でも、例えば代理投票で投票所の従事者に投票先を伝えるような場合等、秘密投票の保障に関してある程度「妥協」している場面も存在します。そうである以上、否定側の立場からは、インターネット投票を認めることで起こりうる秘密投票の侵害は許容可能なレベルを超えてしまっているのだと、ジャッジに印象付けなくてははいけません。それに足る根拠を、ぜひ試合中に提示してほしいです。

なお、システム障害にしても秘密投票にしても、仮に実際にシステム障害や秘密投票の侵害といった事象が発生しなくても、こういったリスクや不正義がありうる構造そのものが、市民の選挙に対する信頼を損ない、ひいては政治への信頼をも揺るがす可能性もあり、そういった点まで踏み入れた議論もできると思います。

7 終わりに

今回の論題の文言で問うているのは「インターネット投票を導入すべき」かどうかですが、「インターネット投票」のワードだけで延々リサーチしていても、手づまりに陥ると思います。そこで、ディベーターの皆さんには是非意識して頂きたいのは以下の2つです。

1点目として、「インターネット投票が可能になった時に、世の中のどんな人が、何をするか」をよく考えてください。今回の論題で直接的に影響を受けるのは選挙の有権者ひとりひとりですが、政治家やその支持者、現状投票していない人の周囲にいる別の人なども、行動を変容させるかもしれません。インターネット投票が広く可能な世界になったら、誰が、どういう行動をしたがるかに思いを巡らせましょう。

2点目として、「(インターネットを介さない)電子投票」「人口減少」「SNSでの選挙活動」など、直接インターネット投票と結びつかないような領域の資料であっても、積極的にリサーチしてほし

²² 柳瀬昇「地方選挙における電子投票をめぐる争訟」(2009)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaes/24/2/24_74/_pdf

²³ 日本経済新聞「米大統領選、中ロが大規模サイバー攻撃 Microsoft が警告」(2020年9月11日)
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ063717130R10C20A9000000/>

²⁴ 川口貴久ら「デジタル時代の選挙介入と政治不信—ロシアによる2016年米大統領選挙介入を例に一」(2019)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/publicpolicy/19/0/19_40/_pdf/-char/ja

²⁵ 読売新聞「昨年の参院選ミス、過去最多の200件超…事務局人材難で増加の一途」(2023年1月4日)

<https://www.yomiuri.co.jp/election/sangiin/20230104-OYT1T50026/>

²⁶ 秘密投票の話からは少し逸れますが、悪意ある者が周囲の人間の選挙権を勝手に行使して投票してしまうケースも考えられます。実際に、現行の不在者投票制度においてはそのような事例が散見されます。

ということです。私もこの論題解説を執筆するにあたっては、インターネット投票に関する資料に止まらず、いろいろな領域の話を目に通しています。是非、視野を広く持って、回り道に見えるような資料でも積極的に検証してみてください。調査型ディベートにおいては地道なりサーチこそが正義です。

8 参考文献

- ・河村和徳『電子投票と日本の選挙ガバナンス』（慶應義塾大学出版会、2021）
- ・松林哲也『何が投票率を高めるのか』（有斐閣、2023）
- ・谷口将紀ら『デジタル・デモクラシーがやってくる！』（中央公論新社、2020）

全国教室ディベート連盟は大会を支援して頂ける維持会員を募集しています。豊かな対話ができる社会のためにお力をお貸しいただけませんか。

<https://supporters.nade.jp/>



当連盟作成のディベートの初心者向け教材に「試合・大会振り返りシート」が加わりました。ディベート甲子園出場を目指される中学生・高校生の皆さん是非ご活用ください。

<https://nade.jp/learning/beginners/startbook>

